

泊発電所3号炉

1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めに伴う条文の整理表

関係条文	○
無関係	×

条文	関係性の有無	備考
第1条 適用範囲	×	適用する基準（法令）についての説明であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。
第2条 定義	×	言葉の定義であり、要求事項ではないため、関係条文ではない。
第3条 設計基準対象施設の地盤	×	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、本件に伴う泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第4条 地震による損傷の防止	×	本件により共用を取止める洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は設計基準対処施設ではあるものの、1号及び2号炉設置であり、また、共用取止めに伴う1号及び2号炉並びに3号炉設備の変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第5条 津波による損傷の防止	×	本件により共用を取止める洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は安全機能の重要度がPS-3の設備ではあるものの、1号及び2号炉設置であり、また、共用取止めに伴う1号及び2号炉並びに3号炉設備の変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	同上
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	本件による発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第8条 火災による損傷の防止	×	本件により共用を取止める洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は火災防護対象機器ではあるが、1号及び2号炉設置であり、また、共用取止めに伴う1号及び2号炉並びに3号炉設備の変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第9条 溢水による損傷の防止等	×	本件により共用を取止める洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は溢水防護対象機器ではなく、1号及び2号炉設置であり、また、共用取止めに伴う1号及び2号炉並びに3号炉設備の変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第10条 誤操作の防止	×	本件により共用を取止める洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は設計基準対処施設ではあるものの、1号及び2号炉設置であり、また、共用取止めに伴う1号及び2号炉並びに3号炉設備の変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第11条 安全避難通路等	×	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、本件に伴う安全避難通路等に係る設備に変更はなく、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第12条 安全施設	○	1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は安全施設であり、共用取止めに伴い、3号炉の発電用原子炉施設の安全性を損なうことなく、要求事項を満足しており、泊3号炉の基準適合性への影響はないことを説明する。
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	放射性廃棄物処理施設は第1項及び第2項に規制する要件に該当しないため、対象外。
第14条 全交流動力電源喪失対策設備	×	本件による全交流動力電源喪失対策設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第15条 炉心等	×	本件による炉心等に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	本件による燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本件による原子炉冷却材圧力バウンダリに係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第18条 蒸気タービン	×	本件による蒸気タービンに係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第19条 非常用炉心冷却設備	×	本件による非常用炉心冷却設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第20条 一次冷却材の減少分を補給する設備	×	本件による一次冷却材の減少分を補給する設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第21条 残留熱を除去することができる設備	×	本件による残留熱を除去することができる設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第22条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×	本件による最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第23条 計測制御系統施設	×	本件による計測制御系統施設に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。

第24条	安全保護回路	×	本件による安全保護回路に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	×	本件による反応度制御系統及び原子炉制御系統に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第26条	原子炉制御室等	×	本件による原子炉制御室等に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第27条	放射性廃棄物の処理施設	○	洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置は放射性廃棄物の処理施設ではあるが、1号及び2号炉設置の設備である。共用取止めにより、1号及び2号炉並びに3号炉設備への影響はなく、3号炉で発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計に変更はないこと、及び同様に第2項：漏えい防止及び第3項：固体状の放射性廃棄物が散逸し難い設計に変更はないことを説明する。
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	○	本件に伴う放射性廃棄物の貯蔵施設に係る設備に変更はないが、共用取止めにより、固体廃棄物のうち1号及び2号炉の濃縮廃液固化物の発生量が減少することを説明する。ただし、年間推定発生量については廃棄物処理設備等の運用によって生じ得る変動を想定して設定しており（約400本）、共用取止めの前後において変更はなく、基準適合性に影響がないことを確認している。
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	×	本件に伴う固体廃棄物の貯蔵能力及び遮蔽能力の変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×	本件に伴う放射線からの放射線業務従事者の防護に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第31条	監視設備	×	本件に伴う監視設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第32条	原子炉格納施設	×	本件に伴う原子炉格納施設に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第33条	保安電源設備	×	本件に伴う保安電源設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第34条	緊急時対策所	×	本件に伴う緊急時対策所に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第35条	通信連絡設備	×	本件に伴う通信連絡設備に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第36条	補助ボイラー	×	本件に伴う補助ボイラーに係る既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第37条	重大事故等の拡大の防止等	×	本件に伴う重大事故等対処施設に係る設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、泊3号炉新規制基準適合性審査における基準適合性の説明に影響を与えるものではないため、対象外。
第38条	重大事故等対処施設の地盤	×	同上
第39条	地震による損傷の防止	×	同上
第40条	津波による損傷の防止	×	同上
第41条	火災による損傷の防止	×	同上
第42条	特定重大事故等対処施設	×	同上
第43条	重大事故等対処設備	×	同上
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	同上
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	同上
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	同上
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	同上
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	同上
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	同上

第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	同上
第51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	同上
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	同上
第53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	同上
第54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	同上
第55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	同上
第56条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	同上
第57条	電源設備	×	同上
第58条	計装設備	×	同上
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	同上
第60条	監視測定設備	×	同上
第61条	緊急時対策所	×	同上
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	×	同上